

「財務省GSS連携システム業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所			意見内容		修正有無	回答	
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案			
1	調達仕様書(案)	11	第4章-第1節-2	2 作業管理 ～省略～ コミュニケーションツールを活用し、感染症流行など対面でのコミュニケーションが難しい状況が起きたも継続性の高い開発・保守・運用体制を構築すること。PJMOとのコミュニケーション、情報共有についてもコミュニケーションツールを活用すること。PJMOが保有するライセンスで利用可能なコミュニケーションツールはMicrosoft Teamsである。これ以外のコミュニケーションツールを利用する場合には、PJMO職員が利用するライセンスを受注者が提供すること。	コミュニケーションツールはTeamsと記載があり、Teams以外を使用する場合は、受注者側がライセンスの負担としているが、Teamsを利用する場合の受注者のライセンスについては受注者負担となるか財務省様負担となるか明記していただきたい。	有	Microsoft Teamsを利用する場合の受注者のライセンスは、受注者においてご用意いただくことを想定しております。 ご意見を踏まえ、以下のとおり、要件を修正いたします。 「PJMO職員が利用可能なコミュニケーションツールはMicrosoft Teamsである。受注者においてMicrosoft Teams以外のコミュニケーションツールの利用を希望する場合は、PJMO職員が利用するライセンスを受注者が提供すること。」	
2	調達仕様書(案)	12	第4章-第1節-4-(1)	(1) 現地調査結果報告書の作成 ～省略～ 賃貸借の対象となる機器等(オンプレミス)の設置場所、設置時期、設置方法、設置に係る工事の有無、ケーブル等の敷設等について、PJMO、デジタル庁を含む関係部局、現行システム運用事業者等との調整・協議を行い、役割分担等を含めて確定すること。	「当該協議・調整において相手側に負担が生じる場合等は、受託者が当該相手側と協議の上、受託者の責任において解決すること」の一文を付することを提案します。	当該調整・協議にあたっては、相手側に契約範囲外の工数的負担が生じる場合があると考えられるため。	無	様々なケースが想定され、現時点では作業量を定義するのは困難なため、業務仕様は変更いたしません。
3	調達仕様書(案)	13	第4章-第1節-5-(1)-ア-(力)	(力) 必要に応じて、関係部局、現行システム運用事業者等を含めたレビューを実施すること。	【修正案】 「必要に応じて、関係部局、現行システム運用事業者(移行に係る設計のみ)等を含めたレビューを実施すること。」	現行システム運用事業者にレビューしていただく設計は移行に係るものだけに限定されていると想定されるために修正していただきたい。	無	財務省GSS連携システムには、ファイル復号機能等、現行設計からの引継ぎが必要な機能が存在します。それらに関する情報提供等も現行システム運用事業者に確認が必要となるため、業務仕様は変更いたしません。
4	調達仕様書(案)	13	第4章-第1節-5-(1)-ア-(力)	(力) 必要に応じて、関係部局、現行システム運用事業者等を含めたレビューを実施すること。	「当該レビューの実施において相手側に負担が生じる場合等は、受託者が当該相手側と協議の上、受託者の責任において解決すること」の一文を付することを提案します。	当該レビューの実施にあたっては、相手側に契約範囲外の工数的負担が生じる場合があると考えられるため。	無	様々なケースが想定され、現時点では作業量を定義するのは困難なため、業務仕様は変更いたしません。
5	調達仕様書(案)	14	第4章-第1節-5-(1)-オ	オ サービスレベル定義書の作成 サービスレベル定義書は、運用設計書の一部として、財務省GSS連携システムの運用開始後の運用・保守における受注者を含めた関係事業者が目標とするサービスレベルを取りまとめるこ。 サービスレベルの設定項目については、「別添資料2 サービスレベル定義一覧」を参照すること。	【修正案】 サービスレベル定義書は、運用設計書の一部として、受注者が財務省GSS連携システムの運用開始後の運用・保守における受注者を含めた関係事業者が目標とするサービスレベルを取りまとめること。	とりまとめを行う役割担当が不明瞭のために修正していただきたい。	無	「(1) 要件定義の内容との整合性確認」の冒頭に、「受注者は、要件定義書(確定版)等に基づき、基本設計、運用設計、詳細設計等を行うこと。それらの設計内容等を、基本設計書、運用設計書、詳細設計書及びサービスレベル定義書として取りまとめ、PJMOの承認を得ること。」と記載しており、当該箇所はその詳説となっています。 上記の記載のとおり、受注者がとりまとめを行う旨は上段で明記されているため、変更いたしません。
6	調達仕様書(案)	14	第4章-第1節-5-(2)-ア	ア 個別システムとの調整 財務省GSS連携システムに接続される個別システムについて、以下に示す調整を行うこと。現行行政LANに接続されている個別システムは、「別添資料3 個別システム一覧」に示したとおりである。財務省GSS連携システム及び個別システムとGSSとの接続経路の詳細(想定)については、「閲覧資料1 個別システムToBe図」を参照すること。 また、今後、個別システムの追加、変更、廃止等が発生した際にも、柔軟に対応すること。	【修正案】 また、今後、個別システムの追加、変更、廃止等が発生した際にも、柔軟に対応すること。なお、対応時期についてはPJMOと協議のうえ、決定すること。	フェーズによっては対応できない場合もあると想定するために修正していただきたい。	有	ご提案のとおり、「なお、対応時期についてはPJMOと協議の上、決定すること。」を追記いたします。
7	調達仕様書(案)	16	第4章-第1節-5-(2)-イ-(イ)	(イ)システム利用者向け説明会等の実施支援 受注者は、システム利用者向け説明資料等に基づき、PJMOが開催するシステム利用者向け説明会、システム利用者への周知等に係る作業を支援すること。 必要に応じて、補足説明のための資料を作成すること。	PJMOが開催するシステム利用者向け説明会は、財務省庁舎の会議室を想定して良いでしょうか。	受注者において外部の会議場所を確保する必要があるのかを確認したい意図になります。	有	財務省庁舎の会議室ないしWEB会議を想定し、外部の会議場所を確保する必要はありません。 以下のように仕様書を修正いたします。 「受注者は、システム利用者向け説明資料等に基づき、PJMOが開催するシステム利用者向け説明会、システム利用者への周知等に係る作業を支援すること。 なお、会議の実施場所は、財務省庁舎内の会議室ないしPJMOが開催するWEB会議にて実施することを想定している。」 また、「(イ)個別システム向け説明会等の実施」についても同様の修正を行います。

「財務省GSS連携システム業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
8	調達仕様書(案)	16	第4章-第1節-5-(2)-イ-(ウ)	(ウ)システム利用者からの問合せ対応等の実施 受注者は、運用開始に向けて、システム利用者からのメール等による問合せ対応等を行うこと。	「別冊 要件定義書(案) 図表1-2-1 サービス及び情報システムの利用者数(最大約3,100名)」から受注者(外部)にメール等による問い合わせがあるとの認識に相違ありませんでしょうか。		有	システム利用者からの問い合わせは、PJMOにおいてとりまとめた上で受注者に照会することを想定しておりますので、以下のとおり要件を修正いたします。 「受注者は、運用開始に向けて、PJMOからの問合せ対応等を行うこと。」
9	調達仕様書(案)	16	第4章-第1節-5-(2)-ウ	ウ その他、関係部局との調整 受注者は、前述「ア 個別システムとの調整」に加え、PJMO、関係部局、PJMO又は関係部局が指示する事業者等を含めた、各種調整のための会議を定期的に開催すること。 また、運用開始に向けた各種作業・スケジュール等に関する認識の齟齬が生じないようにするとともに、役割分担、責任分界点等を明確にすること。	定期的とはどれくらいの頻度を想定されていますでしょうか。 毎月、隔週などの具体的な開催定期を記載していただくことは可能でしょうか。		有	定期開催の頻度としては月次を想定するように、記載を修正いたします。 「各種調整のための会議を定期的(月次を想定)に開催すること。なお、急ぎ調整が必要となる場合には、PJMO調整の上、必要に応じて適宜打合せを開催すること。」
10	調達仕様書(案)	16	第4章-第1節-5-(3)	(3) 移行計画書等の作成 受注者は、要件定義書(確定版)、各種設計書等の内容に基づき、移行に係る作業を計画的に実施するために必要な事項を網羅した移行計画書を作成し、PJMOの承認を得ること。 作成した移行計画書に基づき、移行手順書、システム利用者向け移行手順書及び移行判定基準を作成し、PJMOの承認を得ること。	GSS端末への移行手順書は契約範囲外と思われるため、システム利用者向け移行手順書とは個別システム管理者向けの移行(切替)手順書との認識でよいでしょうか。	外来者用端末、会議用端末においてはシステム利用者による移行がないため。	無	ご認識のとおりです。
11	調達仕様書(案)	17	第4章-第1節-5-(3)-ア-(ケ)	(ケ) 関係部局、PJMO又は関係部局が指示する事業者、現行システム運用事業者、関係事業者等は、以下の作業を行うことを想定している。受注者は上記作業に対し、財務省GSS連携システムに関連する内容について支援や問合せへの対応を行うこと。	「当該問い合わせにおいて相手側に負担が生じる場合等は、受託者が当該相手側と協議の上、受託者の責任において解決すること」の一文を付することを提案します。	当該問い合わせへの対応にあたっては、相手側に契約範囲外の工数的負担が生じる場合があると考えられるため。	無	様々なケースが想定され、現時点で作業量を定義するのは困難なため、業務仕様は変更いたしません。
12	調達仕様書(案)	18	第4章-第1節-5-(3)-ア-(サ)	(サ) 必要に応じて、デジタル庁を含む関係部局、PJMO又は関係部局が指示する事業者、GSS移行支援事業者、現行システム運用事業者、関係事業者等を含めたレビューを実施すること。	「当該レビューの実施において相手側に負担が生じる場合等は、受託者が当該相手側と協議の上、受託者の責任において解決すること」の一文を付言することを提案します。	当該レビューの実施にあたっては、相手側に契約範囲外の工数的負担が生じる場合があると考えられるため。	無	様々なケースが想定され、現時点で作業量を定義するのは困難なため、業務仕様は変更いたしません。
13	調達仕様書(案)	18	第4章-第1節-5-(4)	(4) 中長期運用・保守計画書の作成 ～省略～ 中長期運用・保守計画書は、運用業務及び賃貸借(保守業務を含む)を遂行中、適宜見直しを行い、都度、PJMOの承認を得ること」とありますが、契約範囲に関わる見直しが発生した場合は、契約内容についても見直しを可能とさせていただきたい。	「中長期運用・保守計画書は、運用業務及び賃貸借(保守業務を含む)を遂行中、適宜見直しを行い、都度、PJMOの承認を得ること」とありますが、契約範囲に関わる見直しが発生した場合は、契約内容についても見直しを可能とさせていただきたい。		無	契約範囲を超える見直しについては、本調達時に提示する契約書(案)に基づき、契約変更手続きの対象となります。
14	調達仕様書(案)	21	第4章-第1節-5-(6)-エ-(ウ)	(ウ) 運用手順書には、財務省GSS連携システムの運用及びGSS(財務省範囲)の財務省に移管された運用業務(以下「本運用業務」という。)のうち、前述「ウ 問合せ対応手順書の作成」に示した問合せ対応業務を除いた業務全てを対象として記載すること。	「GSS(財務省範囲)の財務省に移管された運用業務」を具体的に記載していただくことは可能でしょうか。	GSS端末の初期化以外で「別添資料14 運用範囲概要図」でも移管される運用業務が判断できないため。	無	要件定義書「第3章-第16節 運用に関する事項」に記載している内容が、運用業務の全体となります。GSS端末含む機器の貸出・返却対応や、ポータルサイトサービスに関する作業等がGSS(財務省範囲)に移管された作業になります。上記の通りであるため、仕様は修正いたしません。
15	調達仕様書(案)	21	第4章-第1節-5-(6)-エ-(ウ)	(ウ) 運用手順書には、財務省GSS連携システムの運用及びGSS(財務省範囲)の財務省に移管された運用業務(以下「本運用業務」という。)のうち、前述「ウ 問合せ対応手順書の作成」に示した問合せ対応業務を除いた業務全てを対象として記載すること。	以下記載について、GSS(財務省範囲)の財務省に移管された運用業務について、明記していただきたい。 「(ウ) 運用手順書には、財務省GSS 連携システムの運用及びGSS(財務省範囲)の 財務省に移管された運用業務(以下「本運用業務」という。)のうち、前述「ウ 問合せ対応手順書の作成」に示した問合せ対応業務を除いた業務全てを対象として記載すること。」		無	要件定義書「第3章-第16節 運用に関する事項」に記載している内容が、運用業務の全体となります。GSS端末含む機器の貸出・返却対応や、ポータルサイトサービスに関する作業等がGSS(財務省範囲)に移管された作業になります。上記の通りであるため、仕様は修正いたしません。

「財務省GSS連携システム業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容	修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分			
16	調達仕様書(案)	24	第4章-第1節-6-(2)-イ	イ 機器等の搬入・設置における留意事項 ～省略～ 搬入する機器等間のケーブル、搬入する機器等とGSSのネットワーク機器等間のケーブル等については、受注者の負担にて敷設すること。 ～省略～	「受注者の負担にて敷設する」は、搬入機器に必要となる電源に対して分電盤からの電源ケーブル敷設も含まれていますでしょうか。		有 サーバルーム以外の執務室等に設置する機器(外来者用端末やプリンタ等)については、施設の既設電源を利用いただく想定しております。また、サーバルームについては、すでに分電盤からサーバラックに電源を引いておりますので、分電盤から追加の電源ケーブルが必要となった場合は受注者の負担において敷設をお願いいたします。 ご質問を踏まえ、以下のとおり要件を修正いたします。 「搬入する機器等間のケーブル、搬入する機器等とGSSのネットワーク機器等間のケーブル及び分電盤からサーバラックへの追加電源ケーブル等については、受注者の負担にて対応すること。」
17	調達仕様書(案)	29	第4章-第1節-8-(1)-ア	ア 移行データ調査 受注者は、行政LAN等から財務省GSS連携システムへの移行が必要となるデータを調査したうえで、PJMO、関係部局、PJMO又は関係部局が指示する事業者、現行システム運用事業者等と調整・協議を行い、移行対象データを確定すること。 ～省略～	「当該協議・調整において相手側に負担が生じる場合等は、受託者が当該相手側と協議の上、受託者の責任において解決すること」の一文を付することを提案します。	当該調整・協議にあたっては、相手側に契約範囲外の工数的負担が生じる場合があると考えられるため。	無 様々なケースが想定され、現時点では作業量を定義するのは困難なため、業務仕様は変更いたしません。
18	調達仕様書(案)	29	第4章-第1節-8-(1)-イ	イ 移行データ整備 受注者は、確定した移行対象データに基づき、行政LANからのデータ抽出方法、財務省GSS連携システムに移行するためのデータ変換方法、データ格納方法等のデータ移行に係る作業を詳細化したうえで、PJMO、関係部局、PJMO又は関係部局が指示する事業者、現行システム運用事業者等と調整・協議を行い、作業内容、作業スケジュール、役割分担等を確定すること。 ～省略～	「当該協議・調整において相手側に負担が生じる場合等は、受託者が当該相手側と協議の上、受託者の責任において解決すること」の一文を付することを提案します。	当該調整・協議にあたっては、相手側に契約範囲外の工数的負担が生じる場合があると考えられるため。	無 様々なケースが想定され、現時点では作業量を定義するのは困難なため、業務仕様は変更いたしません。
19	調達仕様書(案)	40	第4章-第2節-1-(2)	(2) 運用業務の着手に当たり、行政LAN事業者等から、財務省GSS連携システムにも影響のあるインシデント等に関する情報の引継ぎを受けておくこと。	「当該引継ぎにおいて相手側に負担が生じる場合等は、受託者が当該相手側と協議の上、受託者の責任において解決すること」の一文を付することを提案します。	当該引継ぎにあたっては、相手側に契約範囲外の工数的負担が生じる場合があると考えられるため。	無 様々なケースが想定され、現時点では作業量を定義するのは困難なため、業務仕様は変更いたしません。
20	調達仕様書(案)	42	第4章-第2節-2-(3)-ア	ア 日次報告	日次報告内容のご承認タイミングについて、当日または翌開庁日なのか、また当日の場合は何時までにご承認いただけるか(報告者は何時までを業務時間とするか)を明記していただきたい。		有 要件定義書の「日次運用業務報告書」の報告内容に記載のとおり、「当日の作業内容」、「翌開庁日の作業予定」の報告を求めており、当日中の提出を想定しています。 ご意見を踏まえ、報告対象とする業務時間を以下のとおり明記します(承認タイミングは、運用設計段階でPJMOと協議の上、決定することを想定しています)。 「報告対象とする業務時間は開庁日の9時～18時、及び前開庁日の18時～18時45分とする。」
21	調達仕様書(案)	42	第4章-第2節-2-(2)-ケ	ケ 機器の貸出及び返却対応	「別冊 要件定義書」の「第3章 第16節 1(2)業務運用支援」にも記載の通り、GSSの返却時には初期化対応を行うことが明記されています。 GSS端末の初期化に際しては、PJMO様またはGSSヘルプデスクから提供される手順書、媒体、マスターイメージを利用する認識でよろしいでしょうか。		無 ご認識のとおり、GSS端末の初期化に関しては、提供される手順書や資材を利用して実施してください。

「財務省GSS連携システム業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
22	調達仕様書(案)	42	第4章-第2節-2-(2)-コ及びサ	コ 会議用端末のキッティング作業 及び サ 携帯情報端末のキッティング作業	「別冊 要件定義書」の「第3章 第16節 1(2)業務運用支援」にも記載の通り、会議用端末および携帯情報端末の返却時には初期化対応を行うことが明記されています。 しかしながら、本調達の設計・構築業務の要件には、会議用端末・携帯情報端末の初期化作業を効率的・自動的に実施するための仕組みを準備することが盛り込まれていないように見受けられます。 特に会議用端末については、現行運用における1日の貸出/返却の頻度や、1回の貸出し台数(最大40~50台)を考慮すると、初期化等のキッティング作業を運用業務においてすべて手作業で実施することは現実的ではなく、運用業務の体制・リソース等に大きく影響を与えると考えております。 複数台の端末を一度に並行して、かつ可能な限り自動的にキッティング(初期化)するための仕組み・システムの構築は想定されておりますでしょうか。		無	効率的なシステム運用・保守に資するシステム構成については、入札時に提案をお願いします。 仕様としては変更いたしません。
23	調達仕様書(案)	47	第4章-第2節-12-(1)	図表4-2-1 運用業務における成果物、納品期日等	「図表 4-2-1 運用業務における成果物、納品期日等」の一覧の項目として「納品方法」を明記していただきたい。		有	納品方法は、「第4章-第1節-15-(2) 納品方法」、「第4章-第2節-12-(2) 納品方法」および、「第4章-第3節-7-(2) 納品方法」に記載の通りですが、議事録や業務報告書等については、下記の通り、納品方法をPJMOと協議の上、決定できるように修正いたします。 「第4章-第1節-15-(2) 納品方法」、「第4章-第2節-12-(2) 納品方法」および、「第4章-第3節-7-(2) 納品方法」を以下のとおり変更します。 ○成果物のファイルは財務省が指示する場合を除き、原則CD-R等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。なお、その他の方法により納品を行いたい場合には、提出方法をPJMOと協議の上、決定すること。
24	調達仕様書(案)	52	第4章-第3節-3-(2)-ア	(ア) 機器故障時の修理	会議用端末は運用業務の対象と認識しておりますが、「別冊 要件定義書」第3章 第17節「1. ハードウェアの保守要件」において会議用端末が保守対象外となっております。保守事業者は別調達との認識でよろしいでしょうか。 その場合、会議用端末はセンドバック保守、オンライン保守等どのような保守を想定されておりますでしょうか。 故障した場合の運用フローと運用業務範囲をご教授ください。(修理後のキッティング作業の有無、修理依頼時のフロー等)		有	会議用端末は保守対象外としておりますが、PJMOの判断により修理が必要となった場合は、別途協議のうえ対応いただくことを想定しております。 上記を踏まえ、要件を以下のとおり修正いたします。 「また、以下「ウ 保守対象外の機器」に該当する機器は保守対象外とするが、当該機器の故障等により修理が必要となった場合は、PJMOと別途協議の上、対応すること。」
25	調達仕様書(案)	60	第5章-第1節-1-(1)-イ	財務省GSS連携システムの運用開始に向けて、以下に示す事業者の進捗状況、課題解決状況等を把握し、必要に応じて、PJMOと協議したうえで、各種調整作業、各種支援作業等を行うこと。	「当該状況把握等において相手側に負担が生じる場合等は、受託者が当該相手側と協議の上、受託者の責任において解決すること」の一文を付することを提案します。	当該状況等把握にあたっては、相手側に契約範囲外の工数的負担が生じる場合があると考えられるため。	無	様々なケースが想定され、現時点で作業量を定義するのは困難なため、業務仕様は変更いたしません。
26	調達仕様書(案)	60	第5章-第1節-1-(1)-ウ	行政LANとGSS(財務省範囲)及び財務省GSS連携システムの並行稼働、財務省GSS連携システムの運用開始、安定稼働等に向けて、以下に示す事業者との協働作業等を行うこと。	「当該協働作業等において相手側に負担が生じる場合等は、受託者が当該相手側と協議の上、受託者の責任において解決すること」の一文を付することを提案します。	当該協働作業等にあたっては、相手側に契約範囲外の工数的負担が生じる場合があると考えられるため。	無	様々なケースが想定され、現時点で作業量を定義するのは困難なため、業務仕様は変更いたしません。

「財務省GSS連携システム業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
27	調達仕様書(案)	69	第5章-第2節-2-(4)-ア-(工)	情報セキュリティに関する以下のいずれかの資格又はこれに準ずる公的な資格を有するか、もしくは同等以上の能力を有すること。	要件定義書において定義される管理者1名+作業者3名の構成を前提とした場合、本稿に示す資格要件は過剰ではないでしょうか。運用保守費用として想定される予算を大きく超える要因になると考えられるため、要件の緩和または削除をご検討していただけないでしょうか。		有	ご意見を踏まえ、必須要件ではなく推奨要件として、(工)の情報セキュリティに関する記載を別の項番へと切り出し、以下のとおり修正いたします。 「ウ 情報セキュリティに関する以下のいずれかの資格又はこれに準ずる公的な資格を有するか、若しくは同等以上の能力を有する者を1名以上含め、運用作業グループ又は技術支援グループに従事させることが望ましい。(以下、本文どおり)」
28	調達仕様書(案)	69	第5章-第2節-2-(4)-ア-(オ)	(オ) システム監査に関する以下のいずれかの資格又はこれに準ずる公的な資格を有するか、もしくは同等以上の能力を有すること。	要件定義書において定義される管理者1名+作業者3名の構成を前提とした場合、本稿に示す資格要件は過剰ではないでしょうか。運用保守費用として想定される予算を大きく超える要因になると考えられるため、要件の緩和または削除をご検討していただけないでしょうか。		有	ご意見を踏まえ、必須要件ではなく推奨要件として、(オ)のシステム監査に関する記載を別の項番へと切り出し、以下のとおり修正いたします。 「エ システム監査に関する以下のいずれかの資格又はこれに準ずる公的な資格を有するか、若しくは同等以上の能力を有する者を1名以上含め、運用作業グループ又は技術支援グループに従事させすることが望ましい。(以下、本文どおり)」
29	調達仕様書(案)	79	第8章-第3節	受注実績	本調達の背景を鑑み、下記のような類似の受注実績を有することを要件に付す、または評価対象とすることを提案します。 【追記案】 (3) GSS 移行に伴い、GSSでは提供されない機能を補完し、GSSと連携する業務環境の提供実績を有すること(構築期間中のものを含む)	GSS移行する各省庁LANにおいて、GSS提供範囲外のサービスは各省庁独自で調達されており、本調達もそれに該当するため、類似の受注実績を求めることが適当と考えられるため。	無	過度に入札参加者を限定することになるため、仕様は修正いたしません。
30	要件定義書(案) 及び 別添資料1 全体構成図	13	第1章-第7節-1-(1)-ウ-(ア)-A	A 業務継続のために保管するデータを「図表1-7-1 バックアップ対象データ」に示す。なお、バックアップ対象データは、クラウドサービスのオブジェクトストレージへ保管することを想定している。	「バックアップ対象データは、クラウドサービスのオブジェクトストレージへ保管することを想定している。」とありますが、別添資料1ではクラウドサービスのオブジェクトストレージについての記載が見受けられないため、クラウドサービスのオブジェクトストレージにつきましても記載いただきたい。		有	ご指摘のとおり、別添資料1、別添資料14及び要件定義書「図表2-6-3 責任分界点(クラウド)」に反映いたします。
31	要件定義書(案)	13	第1章-第7節-1-(1)-ウ-(ア)-A	図表 1-7-1 バックアップ対象データ	図表に記載いただいている想定サイズはバックアップ対象の全体容量かと思いますが、クラウドへのバックアップにおいて差分バックアップするために日次でどれくらいの差分量(想定)になるかを記載いただけないでしょうか。		有	図表1-7-1に日次バックアップの容量を各項目に追記します。
32	要件定義書(案)	13	第1章-第7節-1-(1)-ウ-(ア)-A	図表1-7-1 バックアップ対象データ	「図表1-7-1 バックアップ対象データ」にてクラウドへのバックアップ対象について記載されているが、別図表にてバックアップストレージへの保存対象についても記載いただきたい。		有	対象は図表1-7-1と同様となる旨、明記します。
33	要件定義書(案)	18	第2章-第2節-1-(5)-ア	ア 役務の調達	財務省テナントを継続利用(ファイル復号、会議等端末等として)するとの記載がありますが、財務省テナントの設定、特にセキュリティ対策などの設定を行うための役務が定義されておりません。現在運用されている財務省テナントについては一切設定変更等を実施する必要はありませんでしょうか。	現在と利用目的が変わると考えられるため、最低でも外部からのアクセス制御などセキュリティ対策設定については適宜変更が必要と考えられるため。	有	ご意見を踏まえ、以下の役務の要件を追記いたします。 要件定義書第2章-第1節-1-(5)-ア 「(オ) M365(現行財務省テナント)の設定変更 財務省GSS連携システムにおいて、ファイル復号機能等でM365(現行財務省テナント)を継続して利用するにあたり、ユーザ数の削減、利用ユーザの設定、セキュリティ対策の変更等、必要な設定を検討の上、設定変更を行うこと。ただし、M365(現行財務省テナント)の管理を現行システム運用事業者から引継ぎを受ける前に設定変更が必要となる場合は、PJMO及び現行システム運用事業者と調整の上、現行システム運用事業者に設定変更を依頼すること。」

「財務省GSS連携システム業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所			意見内容		修正有無	回答	
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案			
34	要件定義書 (案)	18	第2章-第2節-1-(5)-ア-(イ)	(イ) 行政文書管理機能ツールの開発	本項目において開発する行政文書管理機能ツールは、各課室に展開するツールのひな形となるものであり、GSS側へ展開依頼をする前に580課室分のツールを個別に作成する役務が必要となります。なお、ツールは3種セットとなるため580課室xツール3種の1740個のツールを作成する必要があります。 580課室分のツール(1740個)の作成業務についても本調達範囲に含まれるものとなりますでしょうか。それとも行政文書管理機能ツールを管理される原課様との個別契約となりますでしょうか。		有 行政文書管理機能ツールの開発について、各課室ごとに個別ツールの作成(設定作業)が必要となる場合は、当該作成(設定作業)を各職員において実施することを想定しておりますので、ひな形となるツールを作成いただければ問題ございません。 また、職員がツールの作成(設定作業)・利用を円滑に実施するためのマニュアルが必要となりますので、当該マニュアルの作成を役務として以下の要件を追記します。 「J ツールの利用にあたり事前の設定作業が必要となる場合は、利用者自身により設定作業を行うことを想定しているため、円滑な利用が可能となるようツールの設定作業・利用方法に関するマニュアルを作成すること。」	
35	要件定義書 (案)	18	第2章-第1節-1-(5)-ア-(イ)	(イ) 行政文書管理機能ツールの開発 行政LANで運用している行政文書管理機能ツールの実際の動作を確認のうえ、同機能をGSS(財務省範囲)上で正常に動作するように構築すること。 ～省略～	「なお提案書提出時において、事前検証を実施し、正常に動作することを保証すること」の一文を付することを提案します。	正常動作を確実にしておくためには、提案者へその保証を求めておくべきと考えるため。	無	過度に入札参加者を限定することになるため、仕様は修正いたしません。
36	要件定義書 (案)	22	第2章-第2節-1-(5)-イ-(オ)	(オ) 端末に独自導入するアプリケーションソフトウェア GSS端末で利用するアプリケーションソフトウェアを調達すること。また、GSSによる配付(インストール)の後、動作確認を実施すること。 端末に独自導入するアプリケーションソフトウェアの要件は、「第3章 第11節 3 ソフトウェア構成」にて示す。	全てのGSS端末には、本システム調達のソフトウェアのいくつかがインストールされている認識です。(DVDビデオ再生ソフトウェア等) 運用業務の範囲はGSS端末の初期化のみであり、本システム調達のソフトウェアのインストールはGSSヘルプデスクが実施し、またその際に運用作業グループからGSSヘルプデスクに対する申請依頼等も不要という認識でよろしいでしょうか。(例えば、職員が端末に初回ログインしたあと自動的にインストールされる等) また、一部のGSS端末のみに導入するソフトウェア(作図ソフトウェア等)についてはどのような対応・管理を想定されておりますでしょうか。 例1: 職員自身がGSSヘルプデスクへ配布(インストール)を申請して利用する。 ライセンスや利用可能数は運用業務では管理しない。 例2: 職員はGSS連携システムの運用へ申請し、運用からGSSヘルプデスクへ配布を依頼する。ライセンスや利用可能数については運用業務で管理する。		無 要件に記載のとおり、ソフトウェアの調達と、配布後の動作確認までが作業の対象の認識です。 ソフトウェアの配布はGSS側での実施となる想定であり、財務省向けのGSS端末に一律インストールするソフトウェアについては一括して申請する想定であることから、個別での申請対応は不要です。 一部のGSS端末のみに導入するソフトウェアについては、個別申請が必要ですが、これについては、財務省職員がGSSヘルプデスクに申請する運用フローとなっています。 上記のとおりであるため、要件は変更いたしません。	
37	要件定義書 (案)	26	第2章-第6節-2	図表2-6-1 権限分界点(財務省本庁舎)	SIM対応ルータからインターネットへの実線は調達範囲外と思われるため点線に変更していただけないでしょうか。		有 ご指摘のとおり、実線を点線に修正します。	
38	要件定義書 (案)	32	第3章-第2節-4-(5)	(5) その他付随する調達業務 ポータルサイトのコンテンツ移行にあたっては、クラシックUIからモダンUIへの変更に伴う改修を含むことになると想定されるため、原則としてプロトタイピングによる開発とし、UIの変更に伴う表現方法の変更等を、PJMOと確認を取りながら開発を行うこと。また、ポータルサイトの運用管理については将来的にPJMOによる内製化を目指しており、PJMO職員がプロトタイピング開発を通じてノウハウを習得できるよう、密に連携して開発を行うこと。	「ポータルサイト」と記載がありますが、特定の1サイトという認識でよろしいでしょうか。 SharePointOnline機能を利用したサイトが複数あった場合に、それらがすべてプロトタイピングの対象とはならないという認識でよろしいでしょうか。		有 プロトタイピングはデザイン要素が類似したサイト種類毎に実施を想定しています。 現行では財務省ポータルと部局ポータルで基本デザインが異なっていることから、これら2つについてそれぞれ実施いたします。 上記に基づき、以下を要件に追記します。 「なお、プロトタイピングについては財務省ポータルサイトと1部局の部局ポータルサイトを対象に実施することとし、各ポータルサイトにサブサイトを作成している場合には、当該サブサイトも対象とする。」	

「財務省GSS連携システム業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
39	要件定義書 (案)	32	第3章-第2節-4-(5)	(5) その他付随する調達業務 ポータルサイトのコンテンツ移行にあたっては、クラシックUIからモダンUIへの変更に伴う改修を含むことになると想定されるため、原則としてプロトタイピングによる開発とし、UIの変更に伴う表現方法の変更等を、PJMOと確認を取りながら開発を行うこと。また、ポータルサイトの運用管理については将来的にPJMOによる内製化を目指しており、PJMO職員がプロトタイピング開発を通じてノウハウを習得できるよう、密に連携して開発を行うこと。	【修正案】 ポータルサイトのコンテンツ移行にあたっては、クラシック UI からモダン UIへの変更に伴う改修を含むことになると想定されるため、原則としてプロトタイピングによる開発とし、UI の変更に伴う表現方法の変更等を、PJMO と確認を取りながら開発を行うこと。また、プロトタイピングの対象については全コンテンツを対象とはせず、PJMOと検討の上ピックアップで構築し、検討・開発を行うこと。	モダン化する内容をプロトタイピングによって調整することは、すべてのサイト、ページに対して実施することは難しいため、一部のサイト、ページに絞ってプロトタイプ作成を行い、その修正方針をひな型とした横展開を行う方針が望ましいために修正していただきたい。	有	ご意見を踏まえ、以下を要件に追記します。 「なお、プロトタイピングについては財務省ポータルサイトと1部局の部局ポータルサイトを対象に実施することとし、各ポータルサイトにサブサイトを作成している場合には、当該サブサイトも対象とする。」
40	要件定義書 (案)	39	第3章-第7節-1-(1)-イ	イ システム基本ソフトウェアの更新(パッチ適用等)を行う際は、更新ファイルのダウンロード及び更新にかかる時間は、60分以内を目途すること。	本調達ではパッチ管理のサーバ等の設置が要件に無いため、全てGSSデータセンターを経由したインターネット経由でのダウンロードが想定されます。 責任分界点が異なり60分以内の担保は本調達事業者のみでは困難と考えられるため、時間の記載は削除していただけないでしょうか。		有	ご指摘のとおり、記載を削除いたします。
41	要件定義書 (案)	39	第3章-第7節-1-(1)-ウ及び(3)-ウ	ウ システム基本ソフトウェアの更新により、システムの利用方法等に変更が生じる場合には、PJMOの承認を得るとともに、適宜、関連のある運用文書等を改定すること。 及び ウ ソフトウェアの更新により、システムの利用方法等に変更がある場合には、事前にPJMOの承認を得るとともに、適宜、関連のある運用文書等を改定すること。	運用文書等とは、運用マニュアルだけでなく管理者マニュアルやシステム利用者マニュアルも含んでいる認識で良いでしょうか。		無	要件に記載のとおり、「適宜、関連のある運用文書等」となりますので、ご認識のとおりです。
42	要件定義書 (案)	41	第3章-第8節-1-(3)	(3) 標準的な形式によるデータの出力 財務省GSS連携システムの更改(次期財務省GSS連携システムの再構築)の際に、移行の妨げや特定の装置や情報システムに依存することを防止するため、原則として情報システム内のデータ形式はXML、CSV、JSON等の標準的な形式で取り出すことができるものとすること。	システム構成として特殊形式で運用していたとしても、移行時にCSVやJSON等の標準形式で取り出すことができればよいとの認識に相違ありませんでしょうか。		無	要件としては、標準形式で取り出し可能であれば可とします。
43	要件定義書 (案)	41	第3章-第8節-1-(4)-イ	イ 将来他のクラウドサービスに移行可能となるように、業務データ等の移行の手段をクラウドサービス事業者又は受注者で準備すること。	「準備をする」とは、M365(Azure)からAWSへの移行方法などを検討しておくことを想定されていますでしょうか? クラウドの種類(AWS、M365など)ごとの移行方法を検討する場合に想定範囲が広く費用の想定が難しいために具体的な移行対象となるクラウドを記載していただけませんでしょうか。		有	本要件は、中立性確保の立場からベンダーロックインとならないよう、本業務において調達するクラウドサービスの選択を求めるものです。 現行行政LANから継続で利用するMicrosoft365(財務省テナント)を除くものが対象となります。 上記から以下のとおり、要件を修正します。 「本業務で新たに調達するクラウドサービスについては、将来他のクラウドサービスに移行可能となるように、業務データ等の移行の手段をクラウドサービス事業者又は受注者で準備すること。」
44	要件定義書 (案)	45	第3章-第10節-3-(5)-イ	イ 個別システムからのウイルス等の感染への対策 L3スイッチにて、不必要的ポートの通信をL3スイッチの稼働の支障にならない範囲で遮断すること。	【修正案】 「L3スイッチもしくはファイアウォールにて、不必要的ポートの通信をL3スイッチの稼働の支障にならない範囲で遮断すること。」	「別添資料12 機能一覧 No.12 VLAN/セグメント間通信制御」のファイアウォールの要件との整合性を考慮してL3スイッチだけでなくファイアウォールでの対応のために修正していただきたい。	有	ご指摘のとおり、記載を修正いたします。
45	要件定義書 (案)	49	第3章-第11節-2-(2)-ア-(ア)-A-(A)	(A) 不要機能・サービスの特定 導入するOS及びソフトウェアについて、通常状態で稼働するものの、使用しない機能については、セキュリティの観点からプロセスの停止及びサービスの停止を行う必要があるため、これらを特定の上、停止すること。	仕様書では手動での停止のように思えるため不要サービス停止、無効化はサーバ機能かソフトウェア機能で自動管理を推奨いたします。	テンプレート化し物理サーバのOS管理を統一するため。	無	当該要件は、物理サーバ、論理サーバを問わず、セキュリティ確保のために要求する作業であり、実施方法は自動・手動を問いません。 設定の自動化等による運用の効率化に関しては、入札時にご提案ください。

「財務省GSS連携システム業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
46	要件定義書 (案)	50	第3章-第11節- 2-(2)-ア-(ア)-A- (C)	(C) 内蔵ハードディスクの冗長化の方式 RAID構成の選定方法を明確にすること。	RAID構成はBIOSレベルではなく起動後にGUIで構成を確認しログ管理ができるなどを推奨いたします。		無	財務省GSS連携システムではご提案いただいた要件を求める想定はございませんが、運用や性能、可用性の改善に資する事項であれば、入札時に理由とともにご提案ください。
47	要件定義書 (案)	50	第3章-第11節- 2-(2)-ア-(ア)-A- (D)-b	b 主系から副系に切り替わる方法及び条件を明確にすること。	切り替え時はNICカードの管理から冗長化方式以外に自動切換えの仕組みを追加を推奨いたします。		無	財務省GSS連携システムではご提案いただいた要件を求める想定はございませんが、運用や性能、可用性の改善に資する事項であれば、入札時に理由とともにご提案ください。
48	要件定義書 (案)	50	第3章-第11節- 2-(2)-ア-(ア)-A- (F)	(F) バックアップ・復旧の方式 災害時の復旧作業を迅速に行うために必要なバックアップ・復旧方式を前述「第1章 第7節 業務の継続の方針等」を踏まえ選定し、設定すること。なお、詳細については、PJMOと協議すること。	庁舎内以外の外部にデータが保存できるようにするのと、暗号化保存、アクセス制御、など情報漏洩対策を施す仕様に変更を推奨(サーバ本体には記載がある)いたします。		有	「第1章-第7節 業務の継続の方針等」に記載のとおり、バックアップデータはクラウドサービス上のオブジェクトストレージに格納します。 また、ご意見を踏まえ、以下の要件を追記いたします。 「また、バックアップデータについても、暗号化等により情報漏洩に対する対策を施すこと。」
49	要件定義書 (案)	51	第3章-第11節- 2-(2)-ア-(ア)-A- (I)-a	a サーバ及び端末に保管されるデータについて、第三者に不正に利用されることがないように、アクセス制御、暗号化、改ざん防止、改ざん検出等の措置を講ずること。	サーバ要件の記載と思われるため「及び端末」は削除していただけますでしょうか。		有	ご指摘のとおり、記載を修正いたします。 なお、端末データの暗号化については、要件定義書「第3章-第10節 情報セキュリティに関する事項」にも記載があるため、端末内のデータについても暗号化は実施します。
50	要件定義書 (案)	53	第3章-第11節- 2-(2)-ア-(ア)-C- (A)	(A) 冗長化方式 ～省略～ 調達範囲外のシステムと接続する部分については、相互に連携して設計する必要のあるプロトコルやメーカーに限定したプロトコルを採用しないこと。	本調達のサーバにおいて「調達範囲外のシステムと接続する部分」とはGSS及び個別システムを想定されていますでしょうか。 上記以外も想定がある場合は具体的に記載していただけませんでしょうか。		無	他システムとの接続部分については、要件定義書「第2章-第6節-2 責任分界点」に記載のとおりです。
51	要件定義書 (案)	53	第3章-第11節- 2-(2)-ア-(ア)-D- (B)-e	e ウイルス対策ソフトウェア等で検出されないボットの通信の監視 等	財務省GSS連携システムでインターネットに直接接続される構成は外来者用端末のみと想定されますが、外来者用端末ではSIM対応ルータにおいて接続できるサイトを制限する要件のため、本要件は削除していただけませんでしょうか。		有	ご指摘のとおり、記載を削除いたします。
52	要件定義書 (案)	53	第3章-第11節- 2-(2)-ア-(ア)-D- (D)	(D) 現行ファイアウォール等システムの設計内容を精査し、セキュリティ機器の設計におけるルールやポリシーの差異について明確にすること。	「セキュリティ機器」とは、本調達要件のネットワークアプライアンス(GSS G-netファイアウォールなど)を想定されていますでしょうか。		無	ご認識のとおりです。
53	要件定義書(案)	55	第3章-第11節- 2-(2)-ウ-(ア)-E- (B)	(B) 高さは2U以内であること。	高さが2U以内とありますが3U以上をお奨め致します。	制限をかけることによる選択肢の縮小が生じるため	有	ご意見を踏まえ、ディスクストレージ用スイッチについては高さの要件を削除いたします。
54	要件定義書(案)	55	第3章-第11節- 2-(2)-ウ-(イ)	(イ) バックアップストレージ 財務省本庁舎に設置するバックアップストレージは以下を想定している。バックアップ対象領域は大容量となるため、重複排除と圧縮機能又は同等の機能を備えたバックアップ専用のストレージを利用すること。	オンラインでの重複排除機能を有し、可変長による重複判定が可能であることという文言の追加をお奨めいたします。	重複排除機能の強化、重複排除機能による性能劣化を防ぐため	無	財務省GSS連携システムではご提案いただいた要件を求める想定はございませんが、運用や性能、可用性の改善に資する事項であれば、入札時に理由とともにご提案ください。
55	要件定義書(案)	55 及び 56	第3章-第11節- 2-(2)-ウ-(イ)及び (ウ)	(イ) バックアップストレージ 及び (ウ) 運用ストレージ	暗号化済みドライブのデータは、当該筐体以外(別筐体に搭載)ではデータを読み出しきれないという文言の追加をお奨め致します。	セキュリティ強化のため	有	ご意見を踏まえ、「データを暗号化して格納できること。」の文言を追加いたします。
56	要件定義書(案)	55 及び 56	第3章-第11節- 2-(2)-ウ-(イ)-B 及び(ウ)-B	B ストレージシステムを構成するコントローラ、ディスク装置、インターフェクトが冗長化されており、これらの单一障害があってもシステム停止を防ぐ対策がなされること。また、障害が発生したコントローラの処理を他のコントローラへフェイルオーバーできること。	ストレージ筐体のコントローラは冗長構成で、片側のコントローラで障害が発生しても性能影響のないアクティブ-スタンバイ構成であること。という文言の追加をお奨めいたします。	ストレージ障害による業務影響を防ぐため	無	財務省GSS連携システムではご提案いただいた要件を求める想定はございませんが、運用や性能、可用性の改善に資する事項であれば、入札時に理由とともにご提案ください。

「財務省GSS連携システム業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
57	要件定義書(案)	55 及び 56	第3章-第11節- 2-(2)-ウ-(イ)-D 及び(ウ)-C	D 今後のバックアップ容量の増加に備え、ノード増設により、バックアップ性能とバックアップ容量を約1.5倍に増やすことが可能な機器であること。 及び C 今後の必要容量の増加に備え、ノード増設により、ディスク容量を約1.5倍に増やすことが可能な機器であること。	増設をシステム影響なく無停止で行えることという文言の追加をお奨め致します。	増設による業務影響を防ぐため	有	ご意見を踏まえ、「ノードの増設は無停止で行えること。」の文言を追記いたします。 なお、「要件定義書第3章-第11節-2-(2)-ウ-(イ)-B及び(ウ)-B」の「約1.5倍に増やすことが可能な機器」の記載につきましては、「約2倍に増やすことが可能な機器」の誤りでしたので併せて修正いたします。
58	要件定義書(案)	55	第3章-第11節- 2-(2)-ウ-(イ)-F	F バックアップデータの復元はファイル単位に行えること。	ストレージ機能ではなくバックアップ管理ソフトウェアの要件と理解してよろしいでしょうか？ (バックアップ管理ソフトウェアでファイル単位のリストアが可能であれば要件を満たす理解です)		無	バックアップ管理ソフトウェアとの組み合わせで実現できれば、可とします。
59	要件定義書(案)	55 及び 56	第3章-第11節- 2-(2)-ウ-(イ)-G- (A)及び(ウ)-E- (A)	(A) 入力電圧がAC100Vであること。	100V電源に対応していることとありますが、200V電源でも対応可能でしょうか？	電源制限をかけることによる選択肢の縮小が生じるため	無	設備上の制約であるため、変更できません。
60	要件定義書 (案)	57	第3章-第11節- 2-(2)-エ-(ア)-A- (D)-a	a 1000BASE-Xのポートを4ポート以上有すること。財務省GSS連携システムでは個別システムとの接続のため、1000BASE-STを1ポート使用する予定のため、これを利用できるようにすること。	「1000BASE-STを1ポート使用する予定のため、これを利用できるようにすること。」の記載は、1000BASE-SXの誤記ではないでしょうか。		有	ご指摘のとおり、記載を修正いたします。
61	要件定義書 (案)	58	第3章-第11節- 2-(2)-エ-(ア)-A- (L)	(L) セキュリティ機器連携機能 セキュリティ機器と連携することで、不正な通信を行っている端末の遮断・隔離をネットワーク機器で実現できること。	セキュリティ連携機能を実現する端末はGSS端末の想定であり、財務省GSS連携システムからは端末の遮断・隔離ができないことから、本要件は削除していただけませんでしょうか。		有	ご指摘のとおり、記載を削除いたします。
62	要件定義書 (案)	60	第3章-第11節- 2-(2)-エ-(ア)-B- (D)	(D) ネットワークインターフェース 10BASE-T、100BASE-TX及び1000BASE-Tに対応したポートを24ポート以上有すること。今回調達対象の機器も接続して利用できるようにすること。	【修正案】 「10BASE-T、100BASE-TX 及び1000BASE-Tもしくは10GBASE-Rに対応したポートを24ポート以上有すること。」	本項はサーバLAN接続10Gスイッチのため、加えて10GBASE-Rの記載が必要となる認識のために修正していただきたい。	有	ご指摘のとおり、記載を修正いたします。
63	要件定義書 (案)	61	第3章-第11節- 2-(2)-エ-(ア)-B- (L)	(L) セキュリティ機器連携機能 セキュリティ機器と連携することで、不正な通信を行っている端末の遮断・隔離をネットワーク機器で実現できること。	セキュリティ連携機能を実現する端末はGSS端末の想定であり、財務省GSS連携システムからは端末の遮断・隔離ができないことから、本要件は削除していただけませんでしょうか。		有	ご指摘のとおり、記載を削除いたします。
64	要件定義書 (案)	63	第3章-第11節- 2-(2)-エ-(ア)-C- (L)	(L) セキュリティ機器連携機能 セキュリティ機器と連携することで、不正な通信を行っている端末の遮断・隔離をネットワーク機器で実現できること。	セキュリティ連携機能を実現する端末はGSS端末の想定であり、財務省GSS連携システムからは端末の遮断・隔離ができないことから、本要件は削除していただけませんでしょうか。		有	ご指摘のとおり、記載を削除いたします。
65	要件定義書 (案)	65	第3章-第11節- 2-(2)-エ-(ア)-D- (L)	(L) セキュリティ機器連携機能 セキュリティ機器と連携することで、不正な通信を行っている端末の遮断・隔離をネットワーク機器で実現できること。	セキュリティ連携機能を実現する端末はGSS端末の想定であり、財務省GSS連携システムからは端末の遮断・隔離ができないことから、本要件は削除していただけませんでしょうか。		有	ご指摘のとおり、記載を削除いたします。
66	要件定義書 (案)	69	第3章-第11節- 2-(2)-エ-(ウ)-A- (H)-c	c 監査情報の設定と確認は遠隔で利用できること。	「遠隔」との表現の場合は財務省外も想定されるため、GSS端末を借用できる認識でよいでしょうか。GSS連携システムで導入する端末では省外への持ち出しを想定していないため監査情報の設定と確認を遠隔で利用できないためです。		有	機器を直接操作するのではなく、ネットワーク経由で設定・確認できることを要件としており、省外への持ち出しは想定しておりません。 なお、管理用端末からの操作を想定しています。 以下のとおり、要件を修正します。 「監査情報の設定と確認は、ネットワークを介し管理用端末から実施できること。」

「財務省GSS連携システム業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所			意見内容		修正有無	回答	
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案			
67	要件定義書 (案)	78	第3章-第11節-2-(2)-カ-(イ)	図表3-11-5 管理用端末の要件 項目番12 動作環境・設置条件等 ⑤ 設置面積は幅380mm×奥行250mm(いずれも最大寸法)以内であること。	設置面積、高さにつきまして、特定メーカー機器のものに絞られてしまう可能性が高いため、条件を緩和して記載いただきたい。		無	13.3インチクラスのノートPCとして複数メーカーで実現可能な内容としており、要件は変更いたしません。
68	要件定義書 (案)	82	第3章-第11節-3-(2)-ア-(イ)	(イ) ウィルス対策ソフトウェア	ウィルス検知時について管理者・運用者への通知としてメールによる通知等、要件があれば記載いただきたい。		有	ご意見を踏まえ、以下のとおり記載を修正します。 「各論理サーバに導入し、不正なプログラムがサーバに感染することを防止及び感染した場合は検出する機能を提供する。なお、他項で記載する管理機能を有するソフトウェアにおいて、当該機能を実現してもよい。」 (中略) H ウィルスを検知した場合に、運用作業者等にメール等で通知できること。 併せて、下記修正を行います。 ・3章-10節-3-(2)-イ ・3章-10節-3-(2)-ウ ・3章-10節-3-(4)-イ 「～隔離又は削除を行うこと。」 ↓ 「～隔離又は削除を行い、運用作業者等へメール等で通知すること。」
69	要件定義書 (案)	83	第3章-第11節-3-(2)-ア-(ウ)	(ウ) 稼働性能管理及びサーバ管理ソフトウェア	機能要件はあるが、管理効率化の記載が不明な為、自動化や運用連携などを明確にしていただきたい。		無	管理効率化のための構成や自動化等による効率化については、入札時にご提案下さい。
70	要件定義書(案)	87	第3章-第11節-3-(2)-ア-(カ)-B-(B)	(B) デフォルトの監視項目(しきい値を含む。)を有していること。しきい値は利用目的に応じた推奨値を有する、又は設定できる機能を有していること。	性能情報(IOPSやスループット、レイテンシーなど)を確認することは可能ですが、閾値を設けてアラートやメール発行する機能がございません。CLIでも性能情報を確認可能ですので、スクリプトなどの実装で代替することは可能でしょうか？		無	スクリプトなどの実装により実現する場合でも可としますが、運用の観点から、GUIで簡易に確認・設定できることが望ましいです。
71	要件定義書(案)	87	第3章-第11節-3-(2)-ア-(カ)-B-(C)	(C) 監視項目は手動にて追加、修正及び削除できること。	性能情報(IOPSやスループット、レイテンシーなど)を確認することは可能ですが、閾値を設けてアラートやメール発行する機能がございません。CLIでも性能情報を確認可能ですので、スクリプトなどの実装で代替することは可能でしょうか？		無	スクリプトなどの実装により実現する場合でも可としますが、運用の観点から、GUIで簡易に確認・設定できることが望ましいです。
72	要件定義書(案)	88	第3章-第11節-3-(2)-ア-(カ)-B-(D)	(D) 測定値がしきい値を超えた場合、電子メールの発行やコマンドを実行できること。	性能情報(IOPSやスループット、レイテンシーなど)を確認することは可能ですが、閾値を設けてアラートやメール発行する機能がございません。CLIでも性能情報を確認可能ですので、スクリプトなどの実装で代替することは可能でしょうか？		無	スクリプトなどの実装により実現する場合でも可としますが、運用の観点から、GUIで簡易に確認・設定できることが望ましいです。
73	要件定義書(案)	88	第3章-第11節-3-(2)-ア-(カ)-B-(F)	(F) 指定した期間を越えた収集データは自動的に削除されること。	収集したデータは一定期間を超えると自動的に削除されます。期間を指定することはできないのですが、収集データをファイル出力することで、必要なデータも保持することができますが、これで要件は満たしますでしょうか？		無	スクリプトなどの実装により、期間を超えたファイルを自動で削除できるのであれば可としますが、運用の観点から、GUIで簡易に確認・設定できることが望ましいです。
74	要件定義書(案)	88	第3章-第11節-3-(2)-ア-(カ)-C-(F)	(F) 検知された障害情報に対して、キーワードによる検索ができること。	管理GUIからキーワード検索する機能はございませんが、CLIにてアラート情報をリスト(CSV形式とすることも可能)することができます。CLIの出力からキーワードで検索するということで要件は満たしますでしょうか？		無	CLI上の出力に対しスクリプトやコマンドで検索機能を実現できる場合は可としますが、運用の観点から、GUIで簡易に確認・設定できることが望ましいです。
75	要件定義書(案)	88	第3章-第11節-3-(2)-ア-(カ)-C-(G)	(G) 検知された障害情報はファイル出力が可能のこと。	管理GUIからファイル出力する機能はございませんが、CLIにてアラート情報をリスト(CSV形式とすることも可能)することができます。CLIの出力をファイルに出力することで要件は満たしますでしょうか？		無	CLIの出力により実現する場合でも可とします。

「財務省GSS連携システム業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
76	要件定義書(案)	88	第3章-第11節-3-(2)-ア-(カ)-D-(A)	(A) ストレージ機器に接続された各サーバの資源情報の収集ができること。収集対象はデバイス、ボリューム及びサーバそれぞれにおける使用量及び空き容量が把握できること。	ストレージからはボリュームの情報は参照できますが、サーバOSから見た使用量、空き容量は認識できません。 サーバOSから確認することで代替可能でしょうか? また“デバイス”とは何を指していますでしょうか?		有	デバイスはストレージ装置を構成するコントローラ、ディスク装置等を指します。 以下のように仕様を見直し、サーバOSから確認した値と合せて把握できる手段が提供されれば、可とします。 「(A)ストレージ機器に接続された機器等及びボリュームの資源情報の収集ができること。収集対象はストレージ装置を構成するコントローラ、ディスク装置及びボリュームとし、それぞれにおける使用量及び空き容量が把握できること。」 また、(ウ)稼働性能管理及びサーバ管理ソフトウェア E 資源管理機能にも同様の記載がありますので、併せて修正をしました。
77	要件定義書(案)	88	第3章-第11節-3-(2)-ア-(カ)-D-(D)	(D) 指定した期間を越えた収集データは自動的に削除されること。	収集したデータは一定期間を超えると自動的に削除されます。期間を指定することはできないのですが、収集データをファイル出力することで、必要なデータも保持することが可能ですが、これで要件は満たしますでしょうか?		無	スクリプトなどの実装により、期間を超えたファイルを自動で削除できるのであれば可としますが、運用の観点から、GUIで簡易に確認・設定できることが望ましいです。
78	要件定義書(案)	89	第3章-第11節-3-(2)-ア-(ク)	(ク) バックアップ管理ソフトウェア	物理的損失に備えた財務省関連データセンターへ遠隔地バックアップの明記。オブジェクトストレージとありますが、どこのクラウド保存かを明記いただきたい。 他、実際に復旧できるかは運用として3か月に1回は訓練が必要のため運用方針に記載いただきたい。		無	財務省関連データセンターへの遠隔地バックアップは想定しておらず、クラウドサービス上のオブジェクトストレージへのバックアップを想定しています。 クラウドについては、要件定義書「第3章-第2節-2 クラウドサービスの選定・利用の関する要件」に基づき、適切なクラウドサービスを選定の上、ご提案下さい。 レストアの訓練については、教育訓練の要件に年1度のシミュレーションは定めておりますが、3カ月に1度は必要とする場合、その根拠とともにご提案ください。
79	要件定義書(案)	90	第3章-第11節-3-(2)-ア-(ケ)	(ケ) ウイルス対策管理及びパターンファイル配信ソフトウェア ウイルス対策管理サーバに導入する。 A 端末及びサーバ、又は対応しているアプライアンス機器に対し、パターンファイルを配信すること。 B 機器別にパターンファイルの配信状況を把握できること。 C 機器別にウイルス検索のスケジュールを管理できること。 D 機器別にウイルス検索の実施結果を管理できること。	端末において、パターンファイルの配布や各種管理を行う対象はファイル復号用端末、管理用端末のみの認識に相違ないでしょうか。	「別添資料1 全体構成図」を拝見すると、会議用端末や外来者用端末での配信や管理は困難なため。(配信については直接インターネット更新を想定のため。)	無	ご指摘のとおり、端末において、パターンファイルの配布や各種管理を行う対象はファイル復号用端末、管理用端末のみです。 会議用端末はウイルス対策ソフトウェアの対象としておらず、外来者用端末はNWが分離していることから、直接インターネットよりパターンファイルを取得する想定です。
80	要件定義書(案)	91	第3章-第11節-3-(2)-ア-(サ)	(サ) サーバ仮想化用ソフトウェア	仮想化ソフトウェア管理(仮想マシンの作成・変更等)について、例えば、仮想化基盤サーバに導入し、管理ができる、または、仮想マシン上に仮想化基盤を管理するため、仮想マシンまたは仮想アプライアンスに用意する等の要件があれば記載いただきたい。		無	仮想化ソフトウェア管理に必要と考えるソフトウェアについては、運用を行うために必要な構成として提案ください。
81	要件定義書(案)	94	第3章-第11節-3-(2)-オ	オ 会議用端末に導入するソフトウェア	会議用端末に対する、標準アプリケーション以外のWeb会議用の個別アプリケーション(Zoom、Webex等)のインストールは想定しておりますでしょうか。 もし想定している場合、現行運用における1日の貸出/返却の頻度や、1回の貸出し台数(最大40~50台)を考慮すると、1台1台に対して手動でのインストールは現実的ではなく、運用業務における体制・リソース等に大きく影響を与えると考えております。 複数台の端末を一度に並行して、かつ可能な限り自動的にインストールするための仕組み・システムの構築は想定されておりますでしょうか。		有	会議用端末については、リアルタイムコミュニケーションツールとして、Zoom, Webexの2つのクライアントソフトウェアを導入するように仕様を変更いたします。 要件定義書 第3章第11節3(2)オ(イ) 「PJMOが指定する、リアルタイムコミュニケーションツールが利用可能であること(Microsoft Teams、Zoom、Webexの各クライアントのアプリケーション版を想定)。」 また、効率的なシステム運用・保守に資するシステム構成については、入札時に提案をお願いします。

「財務省GSS連携システム業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
82	要件定義書 (案)	101	第3章-第12節-1	図表3-12-1 テストの種類 項番5 性能・拡張性テストの観点 処理量や長時間稼働等のシステム限界に関する性能や拡張の要件を情報システムが満たしているかを確認する。	導入した実機での処理量や長時間稼働等のシステム限界に関するテストは実施が困難なため、本要件は削除していただけませんでしょうか。		無	実機での確認が困難な場合、機器のベンチマーク性能等で、所与の要件を満たすことをご確認ください。 仕様としては変更いたしません。
83	要件定義書 (案)	105	第3章-第13節-3-(2)-イ-(ア)	(ア) ポータルサイトについては、行政LANでのクラシックUIから財務省GSS連携システムのモダンUIへの移行が必要となる。そのため、ポータルサイトのコンテンツについては再作成を行う。	【修正案】 サイトについては、行政LANでのクラシックUIから財務省GSS連携システムのモダンUIへの移行が必要となる。そのため、ポータルサイトのコンテンツ種別によっては、移行または再作成を行う。	「コンテンツについて再作成を行う」といった場合、「コンテンツ」という言葉が広義であり、個々のクラシックページについても、すべてモダン化するように読み取れます。コンテンツの種別によってはモダンに対応機能がない場合や、クラシックのまま利用継続することも想定されるために修正していただきたい。	有	ご意見を踏まえ、以下のとおり、要件を修正いたします。 「(ア) ポータルサイトについては、行政LANでのクラシックUIから財務省GSS連携システムのモダンUIへの移行が必要となる。そのため、ポータルサイトのコンテンツについては再作成を行う。ただし、モダンUIでのサイトの再作成において、技術的に著しく困難な理由等がある場合は、PJMOに報告の上、対応方法を検討すること。」
84	要件定義書 (案)	105	第3章-第13節-3-(2)-イ-(エ)	(エ) ポータルサイトでRSS Webパートを使っている箇所に関しては、モダンUIでは利用できないことが想定されるので、PowerAppsで同等の機能を実現する等の対処を検討すること。	RSS表示については、従来のSharePointOnlineは標準機能でしたが、現在は具備されていないことから完全に同等なものを作ることは困難であるとの認識のため、本要件は削除していただけませんでしょうか。削除が難しい場合にはPowerApps等で実装を検討しますが、Microsoft社の仕様変更によって動作しなくなったり、完全に同等なものを作ることは困難であるとの認識でよいでしょうか。		有	ご認識のとおり、同等であれば、機能的に同一のものでなくても可とします。 ご意見を踏まえ、以下のとおり、要件を修正いたします。 「(エ) ポータルサイトでRSS Webパートを使っている箇所に関しては、モダンUIでは利用できないことが想定されるので、PowerAppsで同等の機能を実現する等の対処をすること。ただし、機能の実現において、技術的に著しく困難な理由等がある場合は、PJMOに報告の上、対応を検討すること。」
85	要件定義書 (案)	105	第3章-第13節-3-(2)-イ-(カ)	(カ) 部局ポータルの単位でサイト管理を行う管理者を定め、パブリックフォルダからの移行データ及び行政文書に関して、適切なアクセス権設定が付与できること。	「パブリックフォルダからの移行データ」とはSharePointOnline上にあるExchangeパブリックフォルダのデータを指している認識でよいでしょうか。なお、財務省様ではExchange Onlineのパブリックフォルダは利用していない認識です。		有	ご指摘のとおり、「パブリックフォルダからの」の文言は削除し、以下の要件に修正します。 「(カ) 部局ポータルの単位でサイト管理を行う管理者に対し、サイト毎の管理者権限を付与すること。」
86	要件定義書 (案)	108	第3章-第15節-1-(1)-イ	イ 配付方法 ポータルサイトからのダウンロード	操作マニュアルについて、「ポータルサイトからのダウンロード」とありますが、ファイル形式につきまして要件があるようでしたら記載いただきたい。		無	操作マニュアルは本業務の成果物となっており、成果物については調達仕様書において「文書については原則、Microsoft Officeのファイル形式及びPDFのファイル形式で作成すること」を要件としております。
87	要件定義書 (案)	110	第3章-第16節-1-(1)-ア-(ウ)-A-(C)	(C) 暗号化ファイルの復号 等	「等」として他の想定を教えていただけますでしょうか。もし想定がある場合は具体的に記載していただけませんでしょうか。		有	現時点では想定はないため、「等」を削除します。
88	要件定義書 (案)	112	第3章-第16節-1-(2)-ア-(ア)-D	D 定常化期間経過後、定期的に未知のエラーを調査の上で報告し、PJMOからの指示に応じて、発生原因や影響調査を行う体制を用意すること。	財務省GSS連携システムでインターネットに直接接続される構成は外來者用端末のみと想定されますが、外來者用端末ではSIM対応ルータにおいて接続できるサイトを制限する要件のため、本要件は削除していただけませんでしょうか。		無	本要件の記載は、システム監視全体を示しており、インターネットへの接続の有無とは関係しません。 そのため、要件は変更いたしません。
89	要件定義書 (案)	113	第3章-第16節-1-(2)-ア-(ウ)-E	E セキュリティインシデント調査・対応	GSS(財務省範囲)におけるセキュリティインシデント調査・対応はGSSが実施される想定のため、GSS連携システムで導入したシステムに対してのみとの認識でよいでしょうか。		無	ご認識のとおりです。
90	要件定義書 (案)	113	第3章-第16節-1-(2)-ア-(ウ)-F	F セキュリティインシデント再発防止	GSS(財務省範囲)におけるセキュリティインシデント再発防止はGSSが実施される想定のため、GSS連携システムで導入したシステムに対してのみとの認識でよいでしょうか。		無	ご認識のとおりです。

「財務省GSS連携システム業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
91	要件定義書 (案)	113	第3章-第16節-1-(2)-ア-(ウ)-F-(A)及び(B)	(A) 上記Eで明らかになった財務省外部への不正通信の宛先URL及びIPアドレスをリスト化する。そのリストをPJMOに報告し、当該URL及びIPアドレスをブロックする設定を行うこと。 及び (B) 受注者は国内外のセキュリティインシデント事例の収集に努め、収集した事例を基にした不正なURL及びIPアドレスをリスト化する。そのリストをPJMOに報告し、当該URL及びIPアドレスをブロックする設定を行うこと。	【修正案】 「IPアドレスをブロックする設定を行うこと。」	FWの要件として「2(2)エ(ウ)A(C) フィルタリング機能」にはURLフィルタの記載がないに修正していただきたい。	有	ご指摘の通り、要件を修正いたします。
92	要件定義書 (案)	116	第3章-第16節-1-(2)-シ-(ア)	(ア) 基本設計書、運用設計書、詳細設計書、問合せ対応手順書、運用手順書、操作マニュアル等の運用文書(運用設計書等において規定)は、システム構成の変更及びOSやクラウドサービスのバージョンアップ等に伴い、少なくとも年に1回見直しを行い、都度、PJMOの承認を得ること。	【修正案】 「GSS連携システムで作成した基本設計書、運用設計書～」	GSS(調達範囲)に係る運用文章は調達範囲外との認識のため、GSS連携システムで導入している運用文章に限定した記載にしていただきたい。	有	ご指摘を踏まえ、以下のとおり、要件を修正いたします。 「財務省GSS連携システムで作成した基本設計書、運用設計書～」
93	要件定義書 (案)	116	第3章-第16節-1-(2)-シ-(イ)	(イ) ソフトウェアのライセンスやサーバ証明書等、数量や期限管理が必要なものについては常に管理状態を最新化すること。	【修正案】 「GSS連携システムで導入したソフトウェアのライセンスや～」	GSS(調達範囲)に係る運用文章は調達範囲外との認識のため、GSS連携システムで導入している運用文章に限定した記載にしていただきたい。	有	ご指摘を踏まえ、以下のとおり、要件を修正いたします。 「財務省GSS連携システムで導入したソフトウェアのライセンスや～」
94	要件定義書 (案)	116	第3章-第16節-1-(2)-シ-(ウ)	(ウ) Windows OS、iPadOS等の代表的なOS、バージョンについて、画面キャプチャを配した操作マニュアル等を作成すること。	【修正案】 「GSS連携システムで導入したWindows OS、iPadOS等の～」	GSS(調達範囲)に係る運用文章は調達範囲外との認識のため、GSS連携システムで導入している運用文章に限定した記載にしていただきたい。	有	ご指摘を踏まえ、以下のとおり、要件を修正いたします。 「財務省GSS連携システムで導入したWindows OS、iPadOS等の～」
95	要件定義書 (案)	116	第3章-第16節-1-(2)-シ-(エ)	(エ) 新規機能及びサービス等に関する利用規則は、新規機能の追加、変更等、運用業務及び賃貸借(保守業務を含む)の期間中に生じるサービスのアップデート等に伴い、適宜見直しを行い、PJMOの承認を得ること。	【修正案】 「GSS連携システムの新規機能及びサービス等に関する利用規則は、～」	GSS(調達範囲)に係る運用文章は調達範囲外との認識のため、GSS連携システムで導入している運用文章に限定した記載にしていただきたい。	有	ご指摘を踏まえ、以下のとおり、要件を修正いたします。 「財務省GSS連携システムの新規機能及びサービス等に関する利用規則は、～」
96	要件定義書 (案)	118	第3章-第16節-1-(2)-テ	テ ファイル復号業務 行政LANで作成され、暗号化して保管されていたファイルは事前に復号を実施しているが、復号作業から漏れ、暗号化されたままのファイルが存在するため、利用者からの申請を受け、ファイルを復号して返却する必要がある。 ～省略～	図表1-2-2 処理件数において、1日あたりの復号処理件数を11.5件と想定されておりますが、ファイル復号作業が実施した後、自動暗号化機能などは停止されていない状況となりますでしょうか。 自動暗号化機能が有効となっている場合には2027年5月までの1年以上の間に相当数の暗号化ファイルが作成されることが想定され、さらに新しいファイルになればなるほど暗号化ファイルである可能性が高くなることから、GSS連携システムとしての稼働直後数か月間においては現在想定される1人平均11.5件で収まるではなく、専属要員2名を別途常駐させるなどの対応が必須となります。 要件定義書に記される運用保守要員の管理者1名+作業者3名とある体制の他、GSS連携システムへの切替後、人事異動期を跨いだ3か月程度の間を対象に復号専用要員2名の増員について要件に明記いただけますようお願いいたします。		有	ご指摘を踏まえ、移行後3ヶ月は2名の復号専門要員をアサインするよう、要件に明記いたします。 要件定義書 第3章 第16節 1(1) ア A 「運用サポート業務に当たっては、開庁日の9時から18時45分までの時間において、管理者以外に3名程度の要員を配置すること。また、システム運用開始後3ヶ月は暗号化ファイルの復号を専門に行う要員を2名配置すること。なお、運用サポート業務の要員は、シフト勤務を編成する等により効率的に配置すること。」

「財務省GSS連携システム業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
97	要件定義書 (案)	119	第3章-第16節-1-(2)-ト-(ア)-C	C 利用者持込の外部記録媒体(DVD-ROM等)のウイルス検査(ピーク時は月35件程度)	ウイルス検査を実施するために利用する端末はGSS端末(光学式ドライブ装置も含む)を借用できる想定で良いでしょうか。	管理端末に導入するウイルス対策ソフトウェアとGSS端末に導入されているソフトウェア製品(またはバージョン、パーンファイル)などは同一ではないため、利用者が持ち込む媒体としての検査であれば実際に利用される端末と同じGSS端末において検査すべきと考えるため。	無	調達仕様書「第2章-第4節 本業務の履行に当たり提供する機器」に記載のとおり、検査に用いる端末はGSS端末でなく、PJMOより別途提供する端末を利用します。
98	要件定義書 (案)	119	第3章-第16節-1-(2)-ト-(ア)-C	C 利用者持込の外部記録媒体(DVD-ROM等)のウイルス検査(ピーク時は月35件程度)	ウイルス検査で利用するPCおよびウイルス検査用ソフト、定義ファイル更新で利用するインターネット回線は、PJMOから提供されるものを利用する想定でよいでしょうか。		無	ウイルス検査で利用するPCおよびウイルス対策ソフト、定義ファイル更新で利用するインターネット回線はPJMOより提供します。
99	要件定義書 (案)	120	第3章-第16節-1-(3)-イ-(イ)-C	C セキュリティ監視関連に関する報告	GSS(財務省範囲)におけるセキュリティ監視関連に関する報告はGSSが実施される想定のため、GSS連携システムで導入したシステムに対してのみとの認識でよいでしょうか。		無	ご認識のとおりです。
100	要件定義書 (案)	121	第3章-第17節-1-(1)-ア	ア 翌開庁日の日中時間帯のオンサイト保守とする機器	ハードウェア構成にある以下のが記載されておりませんが、機器故障時の修理はどのような想定とすればよいでしょうか。 ・仮想化基盤サーバ ・運用ストレージ ・ネットワークアプライアンス ・個別システム接続L3スイッチ ・サーバLAN接続10Gスイッチ など		無	要件定義書第3章第17節1(1)アに記載のない機器については、同節1(1)に記載のとおり、原則として、24時間365日のオンサイト保守としております。
101	要件定義書 (案)	122	第3章-第17節-1-(3)	(3) 定期交換部品の提供及び部品交換 一定期間の利用又は一定回数の利用に伴い、賃貸借期間中に交換が必要な部品において、部品の提供及び交換を行うこと。対象となる機器は以下を想定しているが、これ以外に対象となる機器がある場合についても対応すること。	【修正案】 対象となる機器は以下を想定しているが、GSS連携システムにおいて導入した機器に対して必要なものは対応すること。	対象となる機器を明確にするために修正していただきたい。	有	ご指摘を踏まえ、以下のとおり、要件を修正いたします。 「対象となる機器は以下を想定しているが、これ以外に財務省GSS連携システムにおいて導入した機器に対して必要なものは対応すること。」
102	要件定義書 (案)	122	第3章-第17節-3-(1)	(1) 保守に係る情報の通知 クラウドサービスの機能の保守に係る情報を事前にPJMOに通知すること。特に、クラウドサービスの停止や財務省GSS連携システムの設定変更が必要となる保守については、財務省GSS連携システムへの影響を十分に考慮するとともに、原則として1か月前までに通知を行うこと。	1か月前通知となっているが、その1か月に何を対応するのか、を明記いただきたい。(影響確認→暫定策→本番対応策などのプロセスを踏むなど)		有	ご指摘を踏まえ、以下のとおり、要件を修正いたします。 「特に、クラウドサービスの停止や財務省GSS連携システムの設定変更が必要となる保守については、財務省GSS連携システムへの影響を十分に考慮し、保守として実施する作業を、原則として1か月前までに通知を行うこと。」
103	別添資料1 全体構成図				別添資料3個別システム一覧と閲覧資料 個別システムToBe図を確認したところ構成図内の接続箇所が論理接続図のように読み取れるため、個別システム接続SWに接続される個別システムを明確にしていただけませんでしょうか。	個別システム接続SWに接続するシステム数によって設計時の作業量や手配するライセンス(ウイルス対策や監視ソフトなど)の数量が変わるために。	無	個別システム接続スイッチ、GSS G-Net接続スイッチに接続する個別システムの論理構成は、「別添資料1 全体構成図」に記載のとおりであり、物理構成については検討の上、ご提案ください。 上記の通りであるため、要件は変更しません。 なお、財務省GSS連携システムとして監視の対象とする機器や財務省GSS連携システムの範囲内のみです。ウイルス対策ソフトウェアについては、ライセンスは個別システム側での調達となります。

「財務省GSS連携システム業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答	
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由			
104	別添資料2 サービスレベル定義一覧		(1)稼働率-No1 ~5-ネットワーク稼働率1	想定する稼働率確保方法 機器を2台以上設置し、冗長化プロトコル等を使い、障害発生時に数分程度で自動的に同じ拠点に設置されたActive機からStandby機への切替を実施する。ただし、運用系と待機系への切替は運用作業者が実施することを想定している。	【修正案】 機器を2台以上設置し、冗長化プロトコル等を使い、Active-Standby構成の機器は障害発生時に数分程度で自動的に同じ拠点に設置されたActive機からStandby機への切替を実施する。	ファイアウォールはActive-Standby構成の想定ですが、スイッチは両系ともがActiveで稼働する想定のために修正していただきたい。	有	ご指摘を踏まえ、以下のとおり、要件を修正します。 「機器を2台以上設置し、冗長化プロトコル等を用いて実現する。Active-Standby構成の機器は障害発生時に数分程度で自動的に同じ拠点に設置されたActive機からStandby機への切替を実施する。」 併せて、下記修正を実施いたしました。 サーバ稼働率2:プリントサーバとそれ以外では実現方法が異なるため分離 サーバ稼働率3:バックアップ管理サーバと、その他のサーバでは実現方法が異なるため修正	
105	別添資料2 サービスレベル定義一覧		(1)稼働率-No1 ~5-ネットワーク稼働率1	想定する稼働率確保方法 機器を2台以上設置し、冗長化プロトコル等を使い、障害発生時に数分程度で自動的に同じ拠点に設置されたActive機からStandby機への切替を実施する。ただし、運用系と待機系への切替は運用作業者が実施することを想定している。	運用系と待機系への切替を運用作業者が実施する場合は、計画作業として障害共用時間外とし、稼働率等の計算における、停止時間や稼働時間には含まないものと考えて問題ございませんでしょうか。		有	運用系と待機系への切替を運用作業者が実施する場合は、計画作業として障害共用時間外とし、稼働率等の計算における、停止時間や稼働時間には含まないものと考えて問題ございません。 また、以下の内容を補足として追記いたします。 「※障害時以外に、運用系と待機系の切替等の環境設定の作業を、PJMOと協議の上、運用作業者が実施する場合は計画停止とし、稼働率等の計算における停止時間や稼働時間には含まないものとする。」	
106	別添資料3 個別システム一覧				別添資料3には以下の機能を現行の行政LAN機能として提供しているように見受けられます。 ①ドメイン参加 ②ウイルス対策ソフト ③OSパッチ適用 ④メールサーバ機能 ⑤インターネットプロキシ ⑥政府共通NW用プロキシ ⑦行政LAN FW ⑧共有フォルダ ⑨リモート接続 要件定義書や別添の以下資料を参照する限りは、本調達で提供可能な機能は②、⑦、⑨のみの認識でよいでしょうか。 ※それ以外の機能はGSS側で提供される想定 ※⑨はリモート接続が可能なNW経路を用意するのみ ・要件定義書 P1 第1章第1節1(1)図表1-1-1 ・要件定義書 P49 第3章第11節2ハードウェア構成(2)ア(ア)図表3-11-1 ・要件定義書 P68 第3章第11節2ハードウェア構成(2)エ(ウ)A ・要件定義書 P81～P91 第3章第11節3ソフトウェア構成 ・別添資料12 機能一覧			無	ご認識のとおり、「別添資料3 個別システム一覧」は現行の行政LANの提供機能を利用しているかどうかを示したものです。 考慮が必要な内容についても、ご認識のとおりです。 要件としては修正いたしません。
107	別添資料11 貸借対象機器等一覧		(1)サーバ-物理サーバ-No2	バックアップ管理サーバ	バックアップ管理サーバ 想定数量が「2」となっているが、バックアップサーバを2台と想定した目的・理由(例えば、バックアップ管理サーバを2台に分けることによるバックアップ時間短縮等)を、要件定義書または、別添資料に記載いただきたい。		有	バックアップ管理サーバは冗長化ではなく負荷分散を目的として2台配置する想定しておりますので、別添資料2「サービスレベル定義一覧」の「想定する稼働率確保方法」の欄に明記します。 なお、「要件定義書第3章-第11節 情報システム稼働環境に関する事項」に記載のとおり、ハードウェア構成・ソフトウェア構成については、性能、信頼性等に関する要件を満たすことを前提に、構成及び数量を提案することも可としております。	
108	別添資料12 機能一覧		ファイル復号機能-項目番20及び22	項目番20 ファイル暗号化管理ソフトウェア及び 項目番22 ファイル暗号化(復号)クライアントソフトウェア	想定する製品に「Infocage FileShell」とあります が、入札が想定されるメーカーのものが記載されているため、削除いただきか、別製品(例えば、Assetview等)も併記いただきたい。		無	ファイル復号機能は、現行行政LANから継続利用が必須であるため、左記の製品を明記しております。 現行行政LANでのファイル暗号化の実現方法については、閲覧資料の現行行政LAN設計書類をご確認ください。	

「財務省GSS連携システム業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
109	別添資料15 ハードウェア要件(サーバ)				<p>ネットワーク装置は細かい指示があるがサーバにはないため、ある程度のスペック仕様は必要と思う。以下のような耐障害性を考慮した構成を記載いただきたい。(構成検討を依頼いただければ対応可能)</p> <p>1.CPU:第4/第5世代 Intel Xeon スケーラブルプロセッサ</p> <p>2.メモリ:最大8TB(1Pあたり最大4TB)</p> <p>3.ストレージ:</p> <ul style="list-style-type: none"> OS領域:RAID1構成(M.2 NVMe SSDまたはSATA SSD) データ領域:All Flash構成(最大86TB)、RAID10/RAID5/RAID6対応 耐障害性:FTT1(1ドライブ障害)またはFTT2(2ドライブ障害)選択可能 RAIDコントローラ:SmartRAID <p>4.ネットワーク:OCP 3.0スロット×2(10GbE以上推奨)</p> <p>PCIeスロットによる拡張可能</p> <p>電源:最大2基、ホットプラグ対応、冗長構成(800W～2200W選択)</p>		無	サーバ要件については、「別添資料15_ハードウェア要件」に記載しています。CPU、メモリ、ストレージのスペックについては、必要な仕様を検討の上、ご提案ください。